

有害物質表示制度 環境省



環境省は家電やパソコンなど廃棄物の排出事業者に対し、製品中に含まれる有害物質情報の開示を義務づける方針を固めました。2005年6月8日に開かれた有識者による検討会で報告書案が示され、資源有効利用促進法の基本方針に盛り込まれます。

現在、製造段階で使われる有害物質の排出量や移動量は化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）で事業者が報告が義務づけられていますが、製品そのものに含まれる有害物質の情報は適用対象外とされています。

製品中の有害物質情報を廃棄処理段階で把握できる仕組みを構築することで、廃棄物の適正処理や有害物質の回収、最終処分量の削減につなげます。排出事業者は製品の処理に必要な有害特性を廃棄物版 MSDS（化学物質安全性データシート）として提出します。

まず2006年に施行される欧州特定有害物質規制（RoHS）で定められている6物質を対象とし、日本もEU並みの規制を目指し、2007年度以降の導入を目指しています。国や自治体は有害物質を含まない製品を率先して購入、民間にも同様の措置を促すとしており、代替品がない場などを除き、事実上の使用を禁止することにつながります。

当社ではWEEE、RoHS規制で定められている6物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB（ポリ臭化ビフェニル）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル））の分析対応が可能です。お気軽にご相談ください。

資料:2005年6月9日付 日刊工業新聞

2005年6月9日付 産経新聞

機器分析箇所 有賀久枝

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

